

平成19年第6回教育委員会臨時会記録

平成19年12月28日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成19年12月28日(金) 午後1時00分～午後1時14分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改部革長 小澄 龍太郎

庶務課長 井口 順司 教企育画人課事長 種村 明頼

教育改部革推進課長 中村 一郎 学校適正配置担当課長 徳嵩 淳一

済美教育センター所長 根本 信司

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第143号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

議案第144号 杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第145号 杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第146号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第147号 杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程

議案第148号 杉並区学校教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程

議案第149号 杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部を改正す

る規程

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第143号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第144号 杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第145号 杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第146号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	5
議案第147号 杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程	6
議案第148号 杉並区学校教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程	6
議案第149号 杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部を改正する規程	6

委員長 ただいまから第6回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が7件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

学校教育職員及び幼稚園教育職員の給与改定に伴う所要の規定整備ということで、日程第1、議案第143号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第144号「杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第145号「杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上、一括上程いたしまして審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、ご説明させていただきます。

この議案第143号から145号につきましては、いずれの議案も学校教育職員及び幼稚園教育職員の給与改定に伴いまして改定するものでございます。ご案内のとおり、これらの職員の給与の関係の条例につきましては、昨日の区議会臨時会において議決を経て、改正されているところでございます。そういう中での規則の改正の手続をお諮りするものでございます。

初めに、議案第143号の「学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」の方でございます。こちらの方は、給料の調整額は特別支援学校に勤務する職員及び特別支援学級の授業を担当する職員等に対しまして、その職務の特殊性に基づいて支給するものでございます。学校教育職員の給料は都の教育職員に準じてございますので、この調整額につきましても東京都で同様の規則改正がございましたので、それを受けて改定するものでございます。

次に、議案第144号及び145号でございますけれども、こちらの方は地域手当に関する規則の改正ということでございます。地域手当につきましては、支給額といたしまして、その支給割合を月額13%から14.5%に改めるというものでございます。詳しくは新旧対照表の方をご覧いただければと思いますが、そういう内容でございます。

最後に、施行日でございますが、3議案とも平成20年1月1日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

もう1点補足で、最初の議案143号の方でございますけれども、申し上げたとおり特別支援学校及び特別支援学級で勤務する職員についてということでございます。現在この該当者というのは、現時点ではないというのが実情でございます。

以上でございます。すみません、失礼しました。

委員長 わかりました。

では、議案3件あわせてご説明いただきました。では、議案番号を最初に言っていただいてから、ご質問、ご意見をお願いできたらと思いますので、よろしくお願いします。

大蔵委員 今の143号についてですが、該当する人がいないというのはどうしてですか。特別支援学級というのはありますでしょうか。

庶務課長 ええ、ですからその特別支援学級で、例えば、担任するだとか、そういう形になると支給対象になってくるわけですけど、一般の学級で担任をしているのはありますが、これは区費の教員でございますから、その区費の教員で特別支援学級に従事している教員は今現在いないと、そういうことでございます。

大蔵委員 ああそうなんですか、わかりました。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

では、お諮りしてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、一括上程して審議いたしました議案第143号から議案145号は、原案どおり可決で異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第143号から議案第145号は、原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

続きまして、日程第4、議案第146号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第146号につきましてご説明いたします。

この規則改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令」、法律に基づく省令が12月25日に公布されたというのがございます。この省令の中におきましては、学校教育法施行規則の一部が改正され、副校長等の設置に伴う改正のほか、学校教育法の改正と同様に幼稚園から小学校、中学校と、規定する順序を改めるというのがございます。そういう順番を変えることに伴いまして、条文の構成が変更されております。改正規定のうち、副校長等の設置にかかる改正規定は、平成20年4月1日から施行となりますが、それ以外の改正規定は19年12月26日から施行となっております。そのため、本規則が引用しております学校教育法施行規則の条番号の改正のため、規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表の方をご覧いただければと思います。

第4条におきまして、臨時休業の報告の記載事項について。第16条におきまして、指導要録及び抄本の様式及び進学先・転学先への送付について。第17条におきまして、出席簿の様式について。第20条におきまして、卒業証書の様式について。第21条におきまして、学校に備える表簿についての規定をしてございます。それぞれ引用しております学校教育法施行規則の条番号を改正するものでございます。

最後に施行日でございますが、公布の日から施行することとし、本日公布するものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りいたします。

議案第146号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第146号は原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

続きまして、職員の旅費支給規程の規定整備ということで、日程第5、議案第147号「杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程」、日程第6、議案第148号「杉並区学校教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程」、日程第7、議案第149号「杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部を改正する規程」、以上一括上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、ただいま上程いたしました3つの議案につきまして、一括してご説明をいたします。

各議案は、「杉並区職員の旅費に関する条例」に基づき、それぞれ区費負担の額を学校教育職員、幼稚園教育職員、指導主事の旅費の支給に関して定めた規程を改正するものです。改正内容は3議案とも同じ内容でございます。そのため議案第147号、幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正規程、これに基づきましてちょっとご説明をしたいと思います。新旧対照表の方をお開きいただきたいと存じます。

改正の第1点目は、陸路の路程の計算方法を改正するものでございます。職員が出張等した場合の支給する旅費の1つに、車賃がございます。この車賃は原則として実費額を支給するもので

すが、これによりがたい場合、路程に応じて1キロメートル当たりの定額を支給することができるものでございます。この場合の路程の計算に当たり、これまで日本郵政公社の調べに係る郵便線路図による方法、または地方公共団体の長、その他路程の計算について信頼するに足りるものの証明という方法が定められておりましたが、日本郵政公社が廃止、民間会社になったことに伴いまして、日本郵政公社の調べにかかる郵便線路図による方法から、これまで第2項に規定されていた地方公共団体の長、その他路程の計算について信頼するに足りるものの証明による方法へと改めるものでございます。

改正の第2点目は、「杉並区職員の給与に関する条例」の改正に伴い、平成20年1月1日から同年3月31日までの間において、行政職給料表（一）の9級職が一旦廃止されることから、その間の読みかえ規定を定めるものでございます。

最後に改正の施行日でございますが、平成20年1月1日としております。

議案の朗読は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

別にございませんでしょうか。

（「なし」の声）

委員長 では、お諮りしてよろしいですか。

では、一括上程して審議いたしました議案第147号から議案第149号までは、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

委員長 異議がございませんようですので、議案第147号から議案第149号までは原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

以上で、予定されました日程すべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

どうもありがとうございました。